

① 個別評価する金銭債権に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

旧別表十一(一)付表 平十三・四・一以後終了事業年度分

債務者	住所又は所在地	1					計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	() () () ()				
	前期に個別評価した金銭債権の額 (前期の(11))	3	円	円	円	円	円
	前期の繰入限度額 (前期の(19)、(20)、(21)又は(22))	4					
	(3)の金銭債権が売掛債権等である場合の同上の金額 (前期の(23))	5					
貸倒実績率の計算上、控除する貸倒れ金額	(5)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	6					
	(5)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	7					
	(6)又は(7)に金額の記載がある場合の(5)の金額	8					
個別評価の事由	9	旧令第96条第1項 第号該当	旧令第96条第1項 第号該当	旧令第96条第1項 第号該当	旧令第96条第1項 第号該当		
同上の発生時期	10	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
繰入限度額の基礎となる金額	金銭債権の額	11	円	円	円	円	円
	(11)のうち5年以内に弁済される金額 (11)の金銭債権が旧令第96条第1項第1号に該当する場合)	12					
	(11)のうち取立て等の見込額	13					
	担保権の実行による取立て等の見込額	13					
	他の者の保証による取立て等の見込額	14					
	その他による取立て等の見込額	15					
	(13)+(14)+(15)	16					
	(11)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	17					
(11)-(12)-(16)-(17)	18						
当期繰入限度額	(11)の金銭債権が旧令第96条第1項第1号に該当する場合 (18)の金額	19					
	(11)の金銭債権が旧令第96条第1項第2号に該当する場合 (18)の金額	20					
	(11)の金銭債権が旧令第96条第1項第3号に該当する場合 (18)の金額×50%	21					
	(11)の金銭債権が旧令第96条第1項第4号に該当する場合 (18)の金額×50%	22					
貸倒実績率の計算上、貸倒れによる損失の額に加える金額 (11)の金銭債権が売掛債権等である場合の(19)、(20)、(21)又は(22)の金額	23						